

群馬県後期高齢者医療広域連合個人情報の保護に関する法律施行条例

令和5年2月8日

条例第3号

(趣旨)

第1条 この条例は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

(開示請求の手續)

第3条 開示請求書には、法第77条第1項各号に掲げる事項のほか、広域連合の機関（議会を除く。以下同じ。）が定める事項を記載することができる。

(不開示情報)

第4条 法第78条第2項の規定により読み替えて適用する同条第1項の不開示とする必要があるものとして条例で定めるものは、群馬県後期高齢者医療広域連合情報公開条例（平成19年広域連合条例第4号）第6条第5号に掲げる情報とする。

(開示決定等の期限)

第5条 開示決定等は、開示請求があった日から14日以内にしなければならない。ただし、法第77条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、広域連合の機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、広域連合の機関は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限の特例)

第6条 開示請求に係る保有個人情報著しく大量であるため、開示請求があった日から44日以内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、広域連合の機関は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をする。この場合において、広域連合の機関は、同条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この条の規定を適用する旨及びその理由

(2) 残りの保有個人情報について開示決定等をする期限

(開示請求に係る手数料)

第7条 広域連合の機関に対して開示請求をする場合、法第89条第2項の規定により

納付しなければならないとする手数料は、無料とする。ただし、開示請求により保有個人情報の開示を受ける者は、実費の範囲内において規則で定める費用を負担しなければならない。

2 広域連合の機関は、保有する特定個人情報を開示する場合であって、当該開示を受ける者に経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、規則で定めるところにより、前項の費用を減額し、又は免除することができる。

(訂正請求の手続)

第8条 訂正請求書には、法第91条第1項各号に掲げる事項のほか、広域連合の機関が定める事項を記載することができる。

(利用停止請求の手続)

第9条 利用停止請求書には、法第99条第1項各号に掲げる事項のほか、広域連合の機関が定める事項を記載することができる。

(審査会への諮問)

第10条 広域連合の機関は、次のいずれかに該当する場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、群馬県後期高齢者医療広域連合情報公開及び個人情報保護審査会条例（令和5年広域連合条例第4号）第1条に規定する群馬県後期高齢者医療広域連合情報公開及び個人情報保護審査会に諮問することができる。

(1) この条例の規定を改正し、又は廃止しようとする場合

(2) 法第66条第1項の規定に基づき講ずる措置の基準を定めようとする場合

(3) 前2号の場合のほか、法第3章第3節の施策を講ずる場合その他の場合において、保有個人情報の円滑な運用のための規程の制定又は改廃を行おうとする場合

(委任)

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、広域連合の機関が定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(群馬県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の廃止)

第2条 群馬県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例（平成19年広域連合条例第5号。以下「旧条例」という。）は、廃止する。

(守秘義務に関する経過措置)

第3条 前条の規定の施行の際現に旧条例第2条第2号に規定する実施機関(以下「旧実施機関」という。)の職員である者又は前条の規定の施行前において旧実施機関の職員であった者のうち、同条の規定の施行前において旧条例第2条第1号に規定す

る個人情報（以下「旧個人情報」という。）の取扱いに従事していた者に係る旧条例第3条第2項の規定によるその職務上知り得た旧個人情報を漏らし、又は不当な目的に使用してはならない義務、前条の規定の施行前において旧条例第11条第2項に規定する事務又は業務に従事していた者に係る旧条例第11条第2項の規定によるその事務に関して知り得た旧個人情報を漏らしてはならない義務及び前条の規定の施行前において旧条例第27条第1項に規定する審査会（以下「旧審査会」という。）の委員である者又は前条の規定の施行の施行前において旧審査会の委員であった者に係る旧条例第27条第3項の規定によるその職務上知り得た秘密を漏らしてはならない義務については、前条の規定の施行後も、なお従前の例による。

（開示等の請求の手續に関する経過措置）

第4条 附則第2条の規定の施行の日前に次に掲げる請求がされた場合における旧個人情報の開示、訂正、削除及び利用等の中止については、なお従前の例による。

- （1） 旧条例第12条の規定による開示の請求
- （2） 旧条例第16条の規定による訂正の請求
- （3） 旧条例第17条の規定による削除の請求
- （4） 旧条例第18条の規定による利用等の中止の請求

（罰則に関する経過措置）

第5条 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、附則第2条の規定の施行前において旧実施機関が管理していた個人の秘密に属する事項が記録された旧条例第2条第4号に規定する公文書（以下「公文書」という。）であって、一定の事務の目的を達成するために特定の旧個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を附則第2条の規定の施行後に提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

- （1） 附則第2条の規定の施行の際現に旧実施機関の職員である者又は同条の規定の施行前において旧実施機関の職員であった者
- （2） 附則第2条の規定の施行前において旧条例第11条第2項に規定する事務又は業務に従事していた者

第6条 前条各号に掲げる者が、その事務又は業務に関して知り得た附則第2条の規定の施行前において旧実施機関が管理していた公文書に記録された旧個人情報を同条の規定の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第7条 前2条の規定は、広域連合の区域外においてこれらの条の罪を犯した者にも適用する。

第8条 附則第2条の規定により旧条例の規定がその効力を失う前にした違反行為の

処罰については、その失効後も、なお従前の例による。